

石川県伝統工芸専門技術者奨励金運用要領

石川県伝統工芸専門技術者奨励金交付要領の運用にあたっては、次により取り扱うものとする。

1 2条関係

(1) 準備工程の分野とは、次の工程をいう。

- ・輪島塗・・・木地製造、下地塗り工程
- ・山中漆器・・・木地製造、塗り工程
- ・金沢漆器・・・木地製造、塗り工程
- ・九谷焼・・・素地（ろくろ成型）工程
- ・加賀友禅・・・糊置き、型づけ、引染、染色補正、紋入れ、整理工程
- ・金箔箔・・・金箔縁づけ
- ・金沢仏壇・・・木地製造、宮殿製造、箔彫、木地彫、金具製造工程
- ・七尾仏壇・・・木地造り、中立造り、彫刻、金具製造工程
- ・牛首紬・・・織物下ごしらえ、製糸工程
- ・加賀繡・・・繡工程

(2) 稀少伝統的工芸品とは、次の品目をいう。

- | | | | |
|-------|---------|--------|----------|
| ・和紙 | ・加賀竿 | ・郷土玩具 | ・手捺染型彫刻 |
| ・美川仏壇 | ・加賀獅子頭 | ・琴 | ・銅鑼 |
| ・桐工芸 | ・加賀象嵌 | ・三弦 | ・七尾和ろうそく |
| ・檜細工 | ・加賀提灯 | ・太鼓 | ・能登上布 |
| ・珠洲焼 | ・加賀水引細工 | ・竹細工 | ・能登花火 |
| ・加賀毛針 | ・金沢表具 | ・茶の湯釜 | |
| ・大樋焼 | ・金沢和傘 | ・鶴来打刃物 | |

(3) 「後継者が著しく不足している」とは、次の状態にあることを言う。

- ・その準備工程分野又は稀少伝統的工芸品の製造に従事している者が5人以下であること。
- ・その他知事が、後継者が著しく不足していると認める状態であること。

2 3条関係

(1) 奨励金を交付する際には、奨励金の受給者（以下「受給者」という。）が奨励金の対象となる伝統的工芸品の製造に従事していることを確認するものとする。

(2) (1)の確認は、次のいずれかの者によって行うものとする。

ア 受給者が製造する伝統的工芸品の産地組合の理事長

イ 受給者が所属する事業所の長（アの産地組合がない場合に限る）

ウ ア又はイの者が当該受給者である場合は、別途、協議して定めた者

(3) 奨励金の交付は年2回に分割して行うものとする

3 4条関係

(1) 知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア申請者の履歴書

イ誓約書

ウ推薦書

4 5条関係

同一年度内において、同様の趣旨の事業等の適用を受けた者については、この制度による交付決定はしないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
(一部改正)
平成30年4月5日